
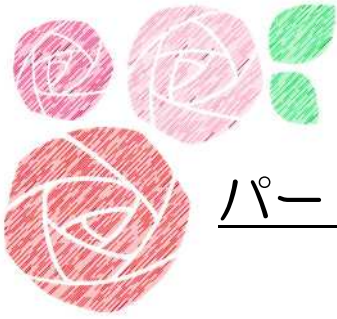




# パートナーシップ宣誓制度 ガイドブック

富士市





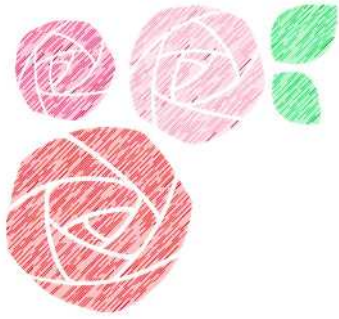
## パートナーシップの宣誓をお考えの皆様へ

富士市は、富士市男女共同参画条例（平成16年富士市条例第13号）の理念に基づき、一人ひとりが持つ特性の違いや性の多様性を認め合い、全ての人自分らしく生きることができる社会の実現を目指しています。

この理念のもと、二人がお互いを人生のパートナーとして認め合い、相互に責任を持って協力し合うことにより、共同生活を行うことを約束した関係であることを市に対して宣誓し、市が宣誓書を受領したことを公的に証明する「富士市パートナーシップ宣誓制度」を創設しました。

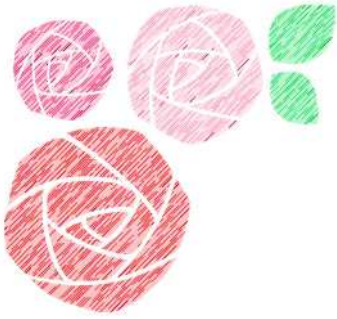
この制度は法律上の効果（婚姻や財産の相続、税金の控除等）が生じるものではありませんが、宣誓されたお二人のパートナーとしての思いを尊重し、富士市として応援するものです。

パートナーシップ宣誓制度の導入により、差別や偏見が解消され、多様性を認め合える社会になることを期待しています。



# 目 次

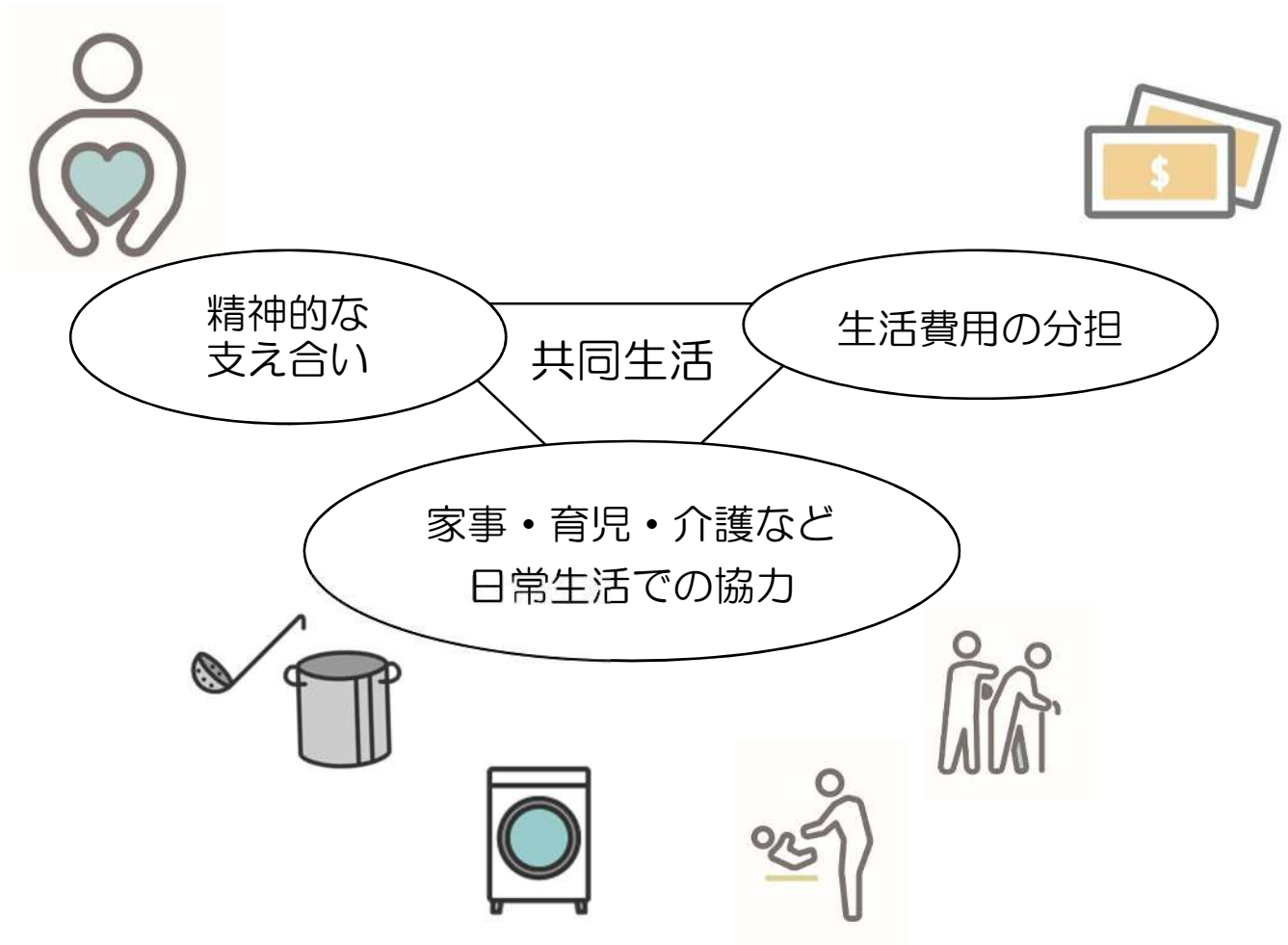
I	パートナーシップとは	．．．．．	P 1
II	宣誓をするには		
1	宣誓することができる人	．．．．．	P 2
2	宣誓手続きの流れ	．．．．．	P 4
III	宣誓した後について		
1	宣誓書受領証等を紛失・汚損した場合	．．．．．	P 7
2	宣誓書受領証等に記載している氏名に変更があった場合	．．．．．	P 7
3	宣誓書受領証等の返還が必要な場合	．．．．．	P 7
IV	よくある質問	．．．．．	P 8



# I パートナーシップとは

この制度におけるパートナーシップの定義は、互いを人生のパートナーとし、相互に責任を持って協力し合うことにより、共同生活を行うことを約束した二人の関係をいいます。※同居していなくても対象となります。

富士市のパートナーシップ宣誓制度では、セクシュアル・マイノリティの人に限らず、様々な事情により、婚姻の意思はあっても、現行の婚姻制度を利用できず（又は利用せず）、悩みや生きづらさを抱えている事実婚の人も対象としています。





## Ⅱ 宣誓をするには

### 1 宣誓することができる人

次の要件のすべてを満たす必要があります。

- ・ 成年に達していること(満18歳以上)
- ・ 少なくともどちらか1人が富士市民であること
- ・ 配偶者がいないこと
- ・ 宣誓者以外の人とパートナーシップの関係にないこと
- ・ 宣誓者同士が近親者でないこと

#### (1) 両当事者がともに成年に達していること

満18歳以上の人

#### (2) 少なくともどちらか1人が富士市民であること

2人のうち、少なくともどちらか1人が富士市に住民票があれば宣誓できます。

#### (3) 配偶者がいないこと

戸籍抄本で確認します。外国籍の人は婚姻要件具備証明書(独身証明書)など、配偶者がいないことが確認できる書類に日本語訳を添付して提出してください。

#### (4) 宣誓者以外の人とパートナーシップの関係にないこと

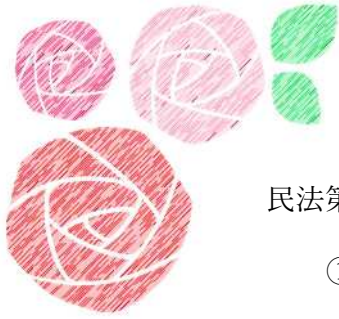
共に宣誓をしようとする人以外の人と、既にパートナーシップの関係がある場合は宣誓できません。パートナーの関係となれるのは1人だけです。

#### (5) 宣誓者同士が近親者でないこと

民法第734条から第736条に定められている婚姻できない関係にある人同士は、宣誓ができません。

ただし、共に宣誓をしようと思っている者同士が養子縁組をしている又はしていた場合を除きます。「おじ・おば」と「おい・めい」等の近親者間での養子縁組は対象となりません。

ご不明な点がございましたら、事前にご相談ください。



民法第 734 条【近親者間の婚姻の禁止】

- ① 直系血族又は三親等内の傍系血族の間では、婚姻をすることができない。ただし、養子と養方の傍系血族との間では、この限りでない。
- ② 第 817 条の 9【実方との親族関係の終了】の規定により親族関係が終了した後も、前項と同様とする。

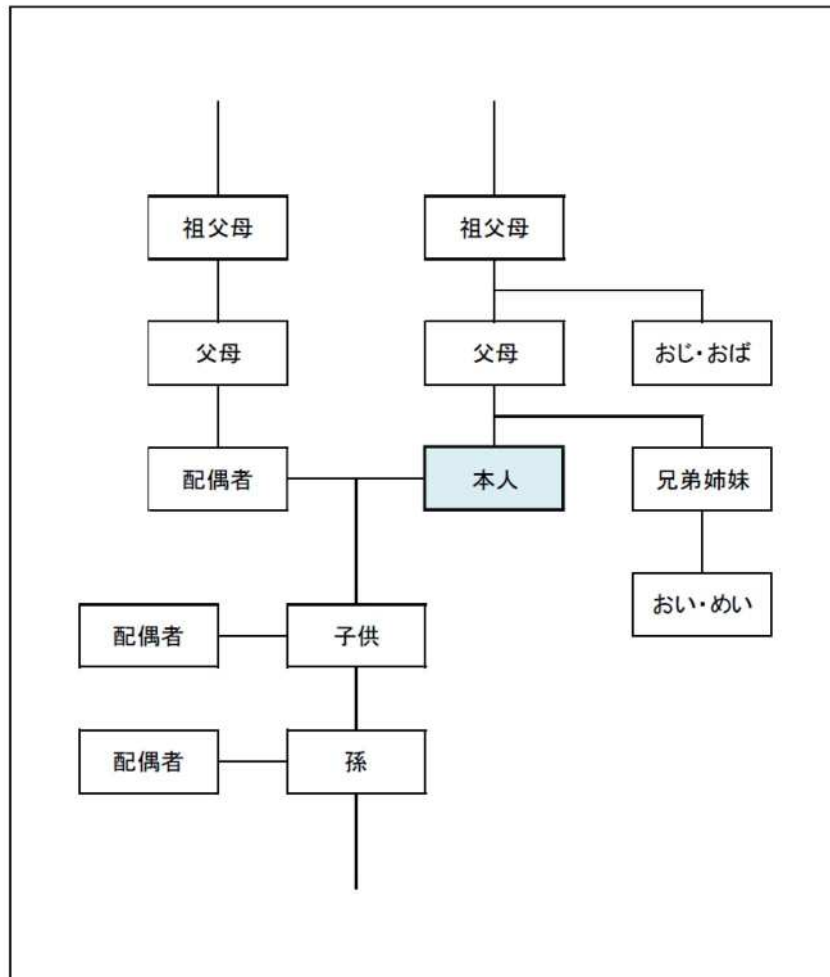
民法第 735 条【直系姻族間の婚姻の禁止】

直系姻族の間では、婚姻をすることができない。第 728 条【離婚等による姻族関係の終了】又は第 817 条の 9【実方との親族関係の終了】の規定により姻族関係が終了した後も、同様とする。

民法第 736 条【養親子等との間の婚姻の禁止】

養子若しくはその配偶者又は養子の直系卑属若しくはその配偶者と養親又はその直系尊属との間では、第 729 条【離縁による親族関係の終了】の規定により親族関係が終了した後も、婚姻をすることができない。

【近親者】 パートナーシップの宣誓をすることができない関係の者





## 2 宣誓手続きの流れ

### ① まずはお互いの意思確認（予約の前に）

- ・パートナーシップとは、互いを人生のパートナーとし、相互に責任を持って協力し合うことにより、共同生活を行うことを約束した二人の関係です。
- ・お互いにパートナーシップの関係であることと、2～3ページの「宣誓することができる人」の要件を確認してください。

### ② 事前予約（宣誓したい日の14日前まで）

- ・宣誓したい日の14日前までに、電話、メール又はウェブサイト上の申込フォームで予約をしてください。

※予約状況によりご希望に添えない場合があります。ご了承ください。

#### 【予約の際にご連絡いただきたいこと】

- ・お二人の氏名、生年月日、住所
    - ※通称名で宣誓する場合はその通称名もご連絡ください。
    - ※外国籍の人は国籍もご連絡ください。
  - ・電話番号、Eメールアドレス（代表者のみ）
  - ・宣誓希望日時
  - ・個室希望の有無
- ・宣誓できる日時は、平日の午前9時から午後4時までです。（祝日、年末年始の閉庁日を除きます。）（時間内に来ることが難しい場合は、事前予約の際にご相談ください。）
  - ・プライバシーに配慮した対応を希望される方には個室をご用意します。予約の際に「個室希望」とお知らせください。

#### 【予約先】 市民部 市民活躍・男女共同参画課

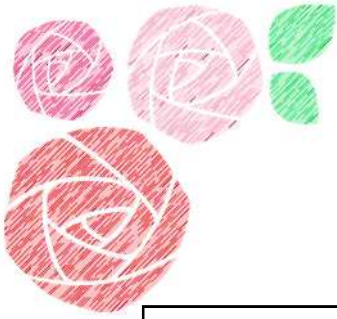
電話 : 0545-55-2724

E-mail : [si-danjo@div.city.fuji.shizuoka.jp](mailto:si-danjo@div.city.fuji.shizuoka.jp)

市ウェブサイトQRコード







### ③ 事前に用意するもの

#### 【次の書類をご用意ください】

- ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- ・戸籍抄本
- ・本人確認ができるもの

#### (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

- ・1人につき1通ずつ(宣誓するお二人が同一世帯の場合はお二人で1通)
- ・宣誓日以前の3か月以内に発行されたものに限りです。
- ・個人番号(マイナンバー)の表示は不要です。

#### (2) 戸籍抄本

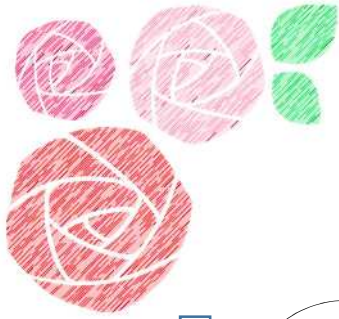
- ・1人につき1通ずつ
- ・宣誓日以前の3か月以内に発行されたものに限りです。
- ・外国籍の人の場合は、婚姻要件具備証明書(独身証明書)等の配偶者がいないことが確認できる書類に日本語訳を添えて提出してください。

#### (3) 本人が確認できるもの(いずれも有効期限内のものに限りです)

- ・顔写真付きのものは1つ、顔写真無しの場合は2つ提示してください。

1つ提示(顔写真付き)	2つ提示(顔写真無し)
<ul style="list-style-type: none"><li>・個人番号カード(マイナンバーカード)</li><li>・運転免許証</li><li>・在留カード又は特別永住者証明書</li><li>・パスポート</li><li>・その他、官公署が発行したもの など</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険、後期高齢者医療保険の被保険者証、共済組合証</li><li>・年金手帳、年金証書</li><li>・その他、官公署が発行したもの など</li></ul>





### 【通称名を使用する場合】

宣誓の際に戸籍上の氏名ではなく、通称名を使用する場合は、その名前を社会生活の中で日常的に使用していることが客観的に分かるもの（通称名が記載されたもの）が2種類必要です。

(通称名が記載されているものの例)

- ・各種郵便物      ・ハガキ      ・年賀状      ・宅配便伝票
- ・病院の診察券      ・各種会員証      ・電気の検針票や請求書
- ・ガスの検針票や請求書      ・水道の検針票や請求書
- ・社員証      ・学生証      ・各種名簿
- ・健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険の被保険者証（戸籍名裏書）

## ④ パートナーシップの宣誓（宣誓当日）

- ・宣誓の場所：富士市市民部市民活躍・男女共同参画課（市役所3階 北側）  
（個室を希望される場合には、別途ご案内いたします。）
- ・予約した日時に必要書類を揃えて、必ず宣誓するお二人でお越しください。
- ・パートナーシップ宣誓書は当日、その場で記入していただきます。
- ・戸籍上の氏名ではなく、通称名での宣誓することもできます。ただし、社会生活の中で日常的に使用しているものに限りです。

## ⑤ 宣誓書受領証等の受け取り

- ・宣誓書受付後、1週間以内に「パートナーシップ宣誓書受領証」と「パートナーシップ宣誓書受領カード」（それぞれお一人につき1枚ずつ）を交付します。
- ・本人が確認できるものを持参していただき、市民活躍・男女共同参画課の窓口で交付します。お1人でもお2人分受け取ることができます。



## Ⅲ 宣誓した後について

宣誓書受領証等に関する手続きは次のとおりです。いずれも本人確認ができるものがが必要です。(P5参照)

※市役所市民活躍・男女共同参画課で受け付けます。手続きの希望日時を事前にご連絡ください。

### 1 宣誓書受領証等を紛失・汚損した場合

宣誓書受領証と宣誓書受領カードを紛失したり汚したりした場合は、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書を提出していただければ、再交付します。

※紛失以外の場合は宣誓書受領証と宣誓書受領カードを添付してください。

### 2 宣誓書受領証等に記載している氏名に変更があった場合

改姓・改名等により宣誓書受領証等に記載している氏名に変更があった場合は、パートナーシップ宣誓書受領証等変更届出書を提出してください。**氏名変更の場合は戸籍抄本、通称名変更の場合は変更したことが分かるもの**(P6「通称名を使用する場合」参照)が必要です。

※変更届出書には宣誓書受領証と宣誓書受領カードを添付してください。

### 3 宣誓書受領証等の返還が必要な場合

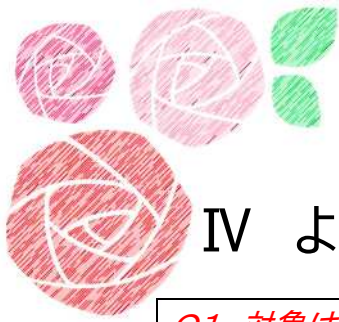
次の場合にはパートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書に宣誓書受領証と宣誓書受領カードを添付して提出してください。

- (1) パートナーシップを解消したとき
- (2) 2人とも市外に転出したとき
- (3) 宣誓の要件に該当しなくなったとき

※その他、虚偽その他不正な手段により宣誓書受領証等の交付を受けたことが判明したとき、または宣誓書受領証等を不正に利用し、又は改変したとき市長が認めるときは、宣誓書受領証等を返還することになります。

#### 【宣誓書記載内容証明書について】

宣誓書受領証等に通称名のみ記載している人の場合、宣誓書受領証等で戸籍上の氏名を確認することができません。パートナーシップ宣誓書に記載した内容(戸籍上の氏名、通称名、生年月日)を証明する必要がある場合は、パートナーシップ宣誓書記載内容証明書交付申請書を提出してください。戸籍上の氏名、通称名、生年月日を記載した宣誓書記載内容証明書を交付します。



## IV よくある質問

### Q1 対象は同性のパートナーだけですか。

A 同性パートナーに限定していません。宣誓の要件を満たしていれば、戸籍上の性別にかかわらず宣誓することができます。また、セクシュアル・マイノリティに限らず、事実婚の関係でも宣誓できます。

### Q2 パートナーシップの宣誓に費用はかかりますか。

A 宣誓や、宣誓書受領証・宣誓書受領カード等の交付には、費用は発生しません。ただし、宣誓の際に提出いただく必要書類の交付手数料等は自己負担となります。

### Q3 パートナーシップ宣誓証明制度と法律婚はどう違いますか。

A 婚姻を行うと、民法の規定に基づく法律上の親族となり、相続等財産上の権利や、税金の控除、親族の扶養義務等さまざまな権利・義務が発生しますが、本制度は、法的な効力はありません。  
また、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

### Q4 宣誓の際に個室を利用することはできますか。

A プライバシー保護のため個室をご用意することが可能です。事前予約の際に「個室希望」とお申し出ください。ただし、部屋の空き状況により、ご希望の日時に対応できない場合がありますので、ご了承ください。

### Q5 郵便やメールでも宣誓書を受け付けてもらえますか。

A 郵便やメールでは受付できません。お二人で窓口にお越しいただき、ご本人様に意思確認をしたうえで、その場で宣誓書に記入していただきます。

### Q6 他の人に代理で宣誓してもらうことは可能ですか。

A 代理の宣誓はできません。必ず、宣誓者のお二人でお越しください。

### Q7 宣誓書の記入は代筆でもよいですか。

A 障害や手の怪我など、文字を書くことが困難な場合は、ご本人様の意思確認ができれば代筆でも可能です。

### Q8 同居していなくても宣誓できませんか。

A 同居していなくても宣誓できます。



**Q9 宣誓すると戸籍や住民票の記載が変わりますか。**

A パートナーシップの宣誓をしても戸籍や住民票の記載は変わりません。

**Q10 成年に達した者とは何歳以上ですか。**

A 18歳以上です。民法の改正により、2022年4月1日以降は満18歳以上となりました。

**Q11 通称名を使用できますか。**

A 通称名でも宣誓することができます。その際には確認書に戸籍上の氏名を記載していただきますが、宣誓書受領証と宣誓書受領カードには「通称名のみ」又は「通称名と戸籍上の氏名の併記」を選択することができます。ただし、社会生活の中で通称名を日常的に使用していることが分かるもの（2種類）が必要です。（P6「通称名を使用する場合」参照）

**Q12 外国籍の人でも宣誓できますか。**

A 外国籍の人でも宣誓できます。その場合、婚姻要件具備証明書（独身証明書）など、配偶者がいないことが確認できる書類に日本語訳を添付してご提出ください。婚姻要件具備証明書（独身証明書）等の書類については、大使館・領事館等にご相談ください。なお、パートナーシップの宣誓をしても、在留資格や在留期間は変わりません。

**Q13 養子縁組していても宣誓できますか。**

A パートナーシップの関係に基づく養子縁組の場合は宣誓することができますので、事前にご相談ください。ただし、「おじ・おば」と「おい・めい」等の近親者間での養子縁組は対象となりません。

**Q14 受領証は、いつ交付されますか。**

A 宣誓書受領証と宣誓書受領カードは、宣誓の日から一週間以内に交付されます。後日、本人が確認できるもの（P5「本人が確認できるもの」参照）を持ってきていただき、市民活躍・男女共同参画課の窓口で交付します。

なお、お1人でいらっしゃってもお2人分受け取ることができます。

**Q15 宣誓書受領証は再交付してもらえますか。**

A 紛失したり、汚したりした場合、再交付申請書をご提出いただければ再交付します。紛失以外の場合は宣誓書受領証と宣誓書受領カードを添付してください。

（P7「宣誓書受領証等を紛失・汚損した場合」参照）



**Q16 宣誓書受領証の氏名や通称名を変更することはできますか。**

A パートナーシップ宣誓書受領証等変更届書に宣誓書受領証と宣誓書受領カードを添付してご提出していただければ、記載されている内容を変更して交付します。  
(P 7「宣誓書受領証等に記載している氏名に変更があった場合」参照)

**Q17 パートナーと関係を解消した場合はどうすればよいですか。**

A パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書を提出し、宣誓書受領証と宣誓書受領カードを返還してください。

**Q18 市外に転出する場合はどうすればよいですか。**

A 2人とも市外に転出する場合は、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書を提出し、宣誓書受領証と宣誓書受領カードを返還してください。

**Q19 死亡した場合は宣誓書受領証を返還しなければならないですか。**

A 返還していただく必要はありません。ただし、亡くなられた後に再交付申請や変更届により、新たに宣誓書受領証と宣誓書受領カードを発行することはできません。

**Q20 結婚した場合は宣誓書受領証を返還しなければならないですか。**

A 一緒にパートナーシップの宣誓をした人と結婚した場合は返還していただく必要はありません。ただし、結婚した後で再交付申請や変更届により、新たに宣誓書受領証と宣誓書受領カードを発行することはできません。

なお、一緒に宣誓した人とは別の人と結婚する場合は、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書を提出し、宣誓書受領証と宣誓書受領カードを返還してください。

**Q21 受領証に有効期限はありますか。**

A ありません。本制度は、市として宣誓書を受領した事実を証明するものであるため、また、法律上の効果が発生するものではありませんので、受領証自体に有効期限はありません。

**Q22 宣誓書受領証はどのように利用するのですか。**

A 受領証の提示により一定の範囲で婚姻関係や事実婚に準じた取り扱いが行われるサービスがございます。詳しくはサービス提供者にご確認ください。